令和5年12月6日

令和5年登米市議会定例会 12月定期議会 議案

登米市議会 議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
議案第 129 号	令和5年度登米市一般会計補正予算(第8号)	別冊
議案第130号	令和5年度登米市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	別冊
議案第 131 号	令和5年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第 132 号	令和5年度登米市介護保険特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第 133 号	令和5年度登米市下水道事業会計補正予算(第3号)	別冊
議案第 134 号	令和5年度登米市病院事業会計補正予算(第3号)	別冊
議案第 135 号	令和5年度登米市老人保健施設事業会計補正予算(第3号)	別冊
議案第 136 号	登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	5
議案第 137 号	登米市建設計画の変更について	7
議案第 138 号	指定管理者の指定について (登米市迫公民館及び迫勤労青少年ホーム)	8
議案第 139 号	指定管理者の指定について(登米市北方公民館、迫農村環境改善 センター及び登米市迫青少年センター)	9
議案第 140 号	指定管理者の指定について (登米市新田公民館)	10
議案第 141 号	指定管理者の指定について (登米市森公民館)	11
議案第 142 号	指定管理者の指定について(登米市米谷公民館及び不老仙館)	12
議案第 143 号	指定管理者の指定について (登米市米川公民館)	13
議案第 144 号	指定管理者の指定について(登米市錦織公民館及び東和勤労青少 年ホーム)	14
議案第 145 号	指定管理者の指定について(登米市南方公民館、南方農村環境改善センター、南方歴史民俗資料館、登米市東郷公民館、南方老人福祉センター、南方定住促進センター、登米市南方東郷運動広場、登米市西郷公民館及び南方就業改善センター)	15
議案第 146 号	指定管理者の指定について (石森ふれあいセンター)	17
議案第 147 号	指定管理者の指定について (宝江ふれあいセンター)	18

議案第 149 号 指定管理者の指定について(浅水ふれあいセンター) 2 議案第 150 号 指定管理者の指定について(登米市迫 B & G海洋センター、登米市中田 B & G海洋センター及び登米市米山 B & G海洋センター) 指定管理者の指定について(登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリ	9 0 1 2
議案第150号 指定管理者の指定について(登米市迫B&G海洋センター、登米市中田B&G海洋センター及び登米市米山B&G海洋センター) 指定管理者の指定について(登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリ	1
議案第 150 号 市中田B&G海洋センター及び登米市米山B&G海洋センター) 2 指定管理者の指定について(登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリ	
指定管理者の指定について(登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリ 議案第151号	2
センター及び迫野鳥観察館)	
議案第152号 指定管理者の指定について(南方産地形成促進施設) 2	3
議案第153号 指定管理者の指定について(登米市有機センター) 2	4
議案第154号 指定管理者の指定について(登米市津山林業総合センター、登米 市津山若者総合体育館及び登米市津山運動広場) 2	5
議案第155号 指定管理者の指定について(平筒沼ふれあい公園) 2	6
議案第156号 指定管理者の指定について(迫梅ノ木公園、迫佐沼公園及び迫大 東公園)	7
議案第 157 号 指定管理者の指定について(登米市迫体育館、登米市迫武道館及 び登米市新田総合運動場) 2	8
議案第158号 指定管理者の指定について(登米市中田総合体育館、登米市中田 球場及び登米市諏訪公園) 2	9
議案第159号 指定管理者の指定について(登米市米山体育館) 3	0
議案第160号 指定管理者の指定について(登米市石越体育センター及び登米市 石越総合運動公園) 3	1
議案第 161 号 指定管理者の指定について (登米市豊里運動公園及び豊里花の公園)	2
議案第162号 指定管理者の指定について(登米市民プール) 3	3

議案第 136 号

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年登米市条例第39号)の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年登米市条例第39号)の一部を次のように改正する。

目次中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者」に改める。

第2条中「、使用する用語は、法及び、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39条)」を「使用する用語は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)」に改める。

第6条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」に改め、同条第3項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当」を「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分」を「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分」を「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分」に改める。

第13条第4項第3号ア中「令」を「子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第 213号)」に改める。

第35条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当」を「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当」に改め、同条第3項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当」に、

「法第19条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当」を「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当」に改め、同条第3項中「第6条第2項中」の次に「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当」に、「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と」を「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」に改める。

「第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「第3章 特定地域型保育 事業者の運営に関する基準」に改める。

第39条第2項中「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」に改める。

第48条中「の定員」を削る。

第51条第3項中「節」を「章」に、「法第19条第1号又は第3号」を「同条第1号 又は第3号」に改め、「含む。)」と」の次に「、「同号」とあるのは「法第19条第 3号」と」を加える。

第52条第2項中「法第19条第3号」を「同条第3号」に改める。

第53条第6項中「第4項中」を「「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、」に改め、「第5項中」の次に「「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、」を加える。

附則第2項中「(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 137 号

登米市建設計画の変更について

登米市建設計画の一部を別添のとおり変更することについて、旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条第7項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

議案第 138 号

指定管理者の指定について(登米市迫公民館及び迫勤労青 少年ホーム)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、登米市公民館条例(平成17年登米市条例第83号)第14条第1項及び登米市勤労青少年ホーム条例(平成17年登米市条例第197号)第16条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称登米市迫公民館迫勤労青少年ホーム
- 2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宫城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

(名 称) 佐沼地区コミュニティ推進協議会

(代表者名) 会長 岩渕 浩

3 指定の期間

議案第 139 号

指定管理者の指定について(登米市北方公民館、迫農村環境改善センター及び登米市迫青少年センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、登米市公民館条例(平成17年登米市条例第83号)第14条第1項、登米市農村環境改善センター条例(平成17年登米市条例第148号)第14条第1項及び登米市青少年センター条例(平成17年登米市条例第86号)第7条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

登米市北方公民館 迫農村環境改善センター 登米市迫青少年センター

2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宮城県登米市迫町北方字富永 109 番地 2

(名 称) 北方地区コミュニティ推進協議会

(代表者名) 会長 伊藤 博

3 指定の期間

議案第 140 号

指定管理者の指定について (登米市新田公民館)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び登米市公民館条例(平成17年登米市条例第83号)第14条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称登米市新田公民館
- 2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宮城県登米市迫町新田字小友 65 番地

(名 称) 新田地区コミュニティ推進協議会

(代表者名) 会長 石川 法夫

3 指定の期間

議案第 141 号

指定管理者の指定について(登米市森公民館)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び登米市公民館条例(平成17年登米市条例第83号)第14条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称登米市森公民館
- 2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宮城県登米市迫町森字西表 195 番地

(名 称) 森地区コミュニティ推進協議会

(代表者名) 会長 小野寺 義幸

3 指定の期間

議案第 142 号

指定管理者の指定について(登米市米谷公民館及び不老仙館)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、登米市公民館条例(平成17年登米市条例第83号)第14条第1項及び登米市民俗資料館条例(平成17年登米市条例第95号)第13条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称登米市米谷公民館不老仙館
- 2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宫城県登米市東和町米谷字秈荷 75 番地

(名 称) 米谷地域づくり推進協議会

(代表者名) 会長 秋葉 茂雄

3 指定の期間

議案第 143 号

指定管理者の指定について (登米市米川公民館)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び登米市公民館条例(平成17年登米市条例第83号)第14条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称登米市米川公民館
- 2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宮城県登米市東和町米川字四十田 25 番地 1

(名 称) 米川地域振興会

(代表者名) 会長 千葉 幸弘

3 指定の期間

議案第 144 号

指定管理者の指定について(登米市錦織公民館及び東和勤 労青少年ホーム)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、登米市公民館条例(平成17年登米市条例第83号)第14条第1項及び登米市勤労青少年ホーム条例(平成17年登米市条例第197号)第16条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

登米市錦織公民館 東和勤労青少年ホーム

2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宮城県登米市東和町錦織字雷神山15番地3

(名 称) 錦織地域振興会

(代表者名) 会長 猪股 勇亀

3 指定の期間

議案第 145 号

指定管理者の指定について(登米市南方公民館、南方農村 環境改善センター、南方歴史民俗資料館、登米市東郷公民 館、南方老人福祉センター、南方定住促進センター、登米 市南方東郷運動広場、登米市西郷公民館及び南方就業改善 センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、登米市公民館条例(平成17年登米市条例第83号)第14条第1項、登米市農村環境改善センター条例(平成17年登米市条例第95号)第14条第1項、登米市民俗資料館条例(平成17年登米市条例第95号)第13条第1項、登米市保健福祉施設条例(平成17年登米市条例第106号)第3条第1項、登米市南方定住促進センター条例(平成17年登米市条例第159号)第11条第1項及び登米市体育施設条例(平成18年登米市条例第54号)第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

登米市南方公民館 南方農村環境改善センター 南方歴史民俗資料館 登米市東郷公民館 南方老人福祉センター 南方定住促進センター 登米市南方東郷運動広場 登米市西郷公民館 南方就業改善センター

2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宮城県登米市南方町字八の森 40 番地1

(名 称) 南方コミュニティ運営協議会

(代表者名) 会長 永浦 勝男

3 指定の期間

議案第 146 号

指定管理者の指定について (石森ふれあいセンター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び登米市ふれあいセンター条例(平成17年登米市条例第87号)第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称石森ふれあいセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宫城県登米市中田町石森字茶畑7番地

(名 称) 石森コミュニティ運営協議会

(代表者名) 会長 佐々木 信一

3 指定の期間

議案第 147 号

指定管理者の指定について (宝江ふれあいセンター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び登米市ふれあいセンター条例(平成17年登米市条例第87号)第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称 宝江ふれあいセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宮城県登米市中田町宝江黒沼字浦 38 番地 3

(名 称) 宝江コミュニティ運営協議会

(代表者名) 会長 武内 正人

3 指定の期間

議案第 148 号

指定管理者の指定について (上沼ふれあいセンター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び登米市ふれあいセンター条例(平成17年登米市条例第87号)第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称 上沼ふれあいセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宮城県登米市中田町上沼字弥勒寺大下 90 番地 1

(名 称) 上沼コミュニティ運営協議会

(代表者名) 会長 佐藤 信男

3 指定の期間

議案第 149 号

指定管理者の指定について (浅水ふれあいセンター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び登米市ふれあいセンター条例(平成17年登米市条例第87号)第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称浅水ふれあいセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宮城県登米市中田町浅水字荒神堂 150 番地 2

(名 称) 浅水コミュニティ運営協議会

(代表者名) 会長 羽生 進

3 指定の期間

議案第 150 号

指定管理者の指定について(登米市迫B&G海洋センター、 登米市中田B&G海洋センター及び登米市米山B&G海洋 センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び登米市海洋センター条例(平成17年登米市条例第101号)第13条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

登米市迫B&G海洋センター 登米市中田B&G海洋センター 登米市米山B&G海洋センター

2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宮城県登米市中田町宝江黒沼字浦 38 番地 3

(名 称) 特定非営利活動法人登米市体育協会

(代表者名) 会長 関 壮一

3 指定の期間

議案第 151 号

指定管理者の指定について(登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター及び迫野鳥観察館)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び登米市サンクチュアリセンター条例(平成17年登米市条例第128号)第8条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター 迫野鳥観察館

2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宮城県登米市迫町新田字前沼 149 番地の 7

(名 称) 有限会社伊豆沼農産

(代表者名) 代表取締役 伊藤 秀雄

3 指定の期間

議案第 152 号

指定管理者の指定について(南方産地形成促進施設)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び登米市産地形成促進施設条例(平成17年登米市条例第165号)第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称南方産地形成促進施設
- 2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宮城県登米市南方町新高石浦 150 番地 1

(名 称) 特定非営利活動法人もっこりの里

(代表者名) 理事長 永浦 清太郎

3 指定の期間

議案第 153 号

指定管理者の指定について(登米市有機センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び登米市有機センター条例(平成17年登米市条例第166号)第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

迫有機センター

とよま有機センター

中田有機センター

豊里有機肥料センター

石越有機センター

南方有機センター(本センター)

南方有機センター(サブセンター)

2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宮城県登米市中田町石森字駒牽 265 番地の1

(名 称) みやぎ登米農業協同組合

(代表者名) 代表理事組合長 石川 信喜

3 指定の期間

議案第 154 号

指定管理者の指定について(登米市津山林業総合センター、 登米市津山若者総合体育館及び登米市津山運動広場)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、登米市津山林業総合センター条例(平成17年登米市条例第178号)第14条第1項及び登米市体育施設条例(平成18年登米市条例第54号)第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

登米市津山林業総合センター 登米市津山若者総合体育館 登米市津山運動広場

2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宮城県登米市津山町柳津字黄牛田高畑 59 番地

(名 称) つやまモクモクスポーツクラブ

(代表者名) 会長 佐々木 悦郎

3 指定の期間

議案第 155 号

指定管理者の指定について(平筒沼ふれあい公園)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び登米市公園条例(平成17年登米市条例第188号)第3条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称 平筒沼ふれあい公園
- 2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宫城県登米市米山町西野字的場 181 番地

(名 称) よねやまスポーツクラブ

(代表者名) 会長 山家 忠

3 指定の期間

議案第 156 号

指定管理者の指定について(迫梅ノ木公園、迫佐沼公園及 び迫大東公園)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び登米市都市公園条例(平成17年登米市条例第202号)第23条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称 迫梅ノ木公園 迫佐沼公園 迫大東公園
- 2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宮城県登米市中田町宝江黒沼字浦 38 番地 3

(名 称) 特定非営利活動法人登米市体育協会

(代表者名) 会長 関 壮一

3 指定の期間

議案第 157 号

指定管理者の指定について(登米市迫体育館、登米市迫武 道館及び登米市新田総合運動場)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び登米市体育施設条例(平成18年登米市条例第54号)第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

登米市迫体育館

登米市迫武道館

登米市新田総合運動場

2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宫城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

(名 称) 文化・スポーツクラブはさま

(代表者名) 会長 狩野 一也

3 指定の期間

議案第 158 号

指定管理者の指定について(登米市中田総合体育館、登米市中田球場及び登米市諏訪公園)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び登米市体育施設条例(平成18年登米市条例第54号)第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

公の施設の名称
登米市中田総合体育館
登米市中田球場
登米市諏訪公園

2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宮城県登米市中田町宝江黒沼字浦 38 番地 3

(名 称) 特定非営利活動法人登米市体育協会

(代表者名) 会長 関 壮一

3 指定の期間

議案第 159 号

指定管理者の指定について (登米市米山体育館)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び登米市体育施設条例(平成18年登米市条例第54号)第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称登米市米山体育館
- 2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宫城県登米市米山町西野字的場 181 番地

(名 称) よねやまスポーツクラブ

(代表者名) 会長 山家 忠

3 指定の期間

議案第 160 号

指定管理者の指定について(登米市石越体育センター及び 登米市石越総合運動公園)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び登米市体育施設条例(平成18年登米市条例第54号)第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称登米市石越体育センター登米市石越総合運動公園

2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宮城県登米市石越町南郷字矢作 122 番地 2

(名 称) 特定非営利活動法人いしこしENJOYクラブ

(代表者名) 理事長 佐々木 敬次

3 指定の期間

議案第 161 号

指定管理者の指定について(登米市豊里運動公園及び豊里 花の公園)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、登米市体育施設条例(平成18年登米市条例第54号)第15条第1項及び登米市都市公園条例(平成17年登米市条例第202号)第23条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称登米市豊里運動公園豊里花の公園
- 2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宮城県登米市豊里町上屋浦 51 番地 2

(名 称) 特定非営利活動法人とよさとマイ・タウンクラブ

(代表者名) 理事長 菊池 亮

3 指定の期間

議案第 162 号

指定管理者の指定について(登米市民プール)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び登米市体育施設条例(平成18年登米市条例第54号)第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称 登米市民プール
- 2 指定管理者となる団体の名称等

(所 在 地) 宮城県登米市迫町佐沼字南駒木袋 212 番地の3

(名 称) 株式会社清建

(代表者名) 代表取締役 小野寺 憲幸

3 指定の期間